

岩手県野球協会審判技術委員会規程

第1条 野球審判の技術向上に関する指導研究並びに公認野球規則及び競技者必携の普及徹底に関し、その円滑な推進を図るため、審判技術委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2条 審判員とは、(財)全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という。）に加盟登録をし、岩手県野球協会（以下「協会」という。）に登録した者をいう。

第3条 委員会は、協会理事会において選ばれた委員長、副委員長を含む15名以内で、岩手県野球協会会長（以下「会長」という。）から委嘱を受けた委員をもって構成する。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。

5 協議した事項については、会長に意見具申するものとする。

6 会長が審判関連事項について、委員会に諮問があるときは、協議の上、答申するものとする。

7 委員会運用の一部については、内規を設ける。

第4条 本委員会に、委員の活動を補佐するため、支援員を置くことができる。

2 支援員は、本委員会委員と同程度の豊富な知識と経験を有す審判員の中から、20名以内の候補者を選び、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 支援員の任期は1年とし、その他必要な事項は、別に定める。

第5条 委員会では、次の事項について協議する

(1) 審判員資格審査

審判員は、次のとおりの区分とする。

ア 名誉審判技術指導員・名誉指導員

イ 名誉審判員

ウ 審判技術指導員

エ 審判指導員

オ 認定1級審判員

カ 1級審判員

キ 2級審判員

ク 3級審判員

(2) 前号の審判員は、次の基準による。

ア 名誉審判技術指導員・名誉指導員

審判技術指導員・審判指導員の内、現役を引退した者で、委員会で審査され理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

イ 名誉審判員

永年にわたり審判一筋に携わり、65歳以上で、かつ、協会役員に就いていない者で、委員会で審査され理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

ウ 審判技術指導員

審判技術指導員は、審判指導員資格取得後3年間以上経過し、全軟連、野球連盟が主催する審判技術研修会の全課程を修了した者で、委員会で審査され、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

エ 審判指導員

審判指導員は、認定1級以上で指導員としての技術を持ち、委員会で審査され理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

オ 認定1級審判員

認定1級審判員は、委員会での審査において、認定1級審判員と認められ、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

カ 1級審判員

1級審判員は、委員会での審査において、1級審判員と認められ、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

キ 2級審判員

2級審判員は、委員会での審査において、2級審判員と認められ、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

ク 3級審判員

ある程度の審判経験を持ち、郡市野球協会長の推薦により、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第6条 会務は、委員長が統括し、事務は、協会事務局において行う。

附 則

この規程は、平成14年3月16日から施行する。

(平成29年2月26日 一部改正)

(平成30年3月4日 一部改正)

(平成31年2月24日 一部改正)